

令和 6 年 5 月 7 日
児 童 相 談 課

(仮称) 葛飾区社会的養育推進計画の策定について

1 経緯等

国は、平成 28 年改正児童福祉法の理念に基づき「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じ、子どもの最善の利益を実現するため、都道府県に「都道府県社会的養育推進計画」の策定を求めた。

「都道府県社会的養育推進計画」は、令和 11 年度を終期とし、「令和 2 年度から令和 6 年度まで」と「令和 7 年度から令和 11 年度まで」の期間に区分して策定されているものであり、この度、令和 6 年度に前期の期末を迎えるに当たり、令和 4 年改正児童福祉法の内容も踏まえた全面的な見直しと新たな計画の策定が求められている。

区は、東京都社会的養育推進計画に準じて取組を推進しているところであるが、これを機に、児童相談所を設置する区として(仮称)葛飾区社会的養育推進計画を策定することとする。

2 都道府県社会的養育推進計画の策定要領における計画に記載すべき事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組
- (5) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (6) 一時保護改革に向けた取組
- (7) 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- (8) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組
- (9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (11) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (12) 障害児入所施設における支援
- (13) 留意事項

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年4月～11月	素案の検討・作成
令和6年11月～12月	保健福祉委員会報告（素案） パブリックコメントの実施
令和7年3月	保健福祉委員会報告（案） （仮称）葛飾区社会的養育推進計画の策定

4 その他

本計画の策定に当たっては、葛飾区子ども・子育て支援事業計画等との整合性を図る必要がある。